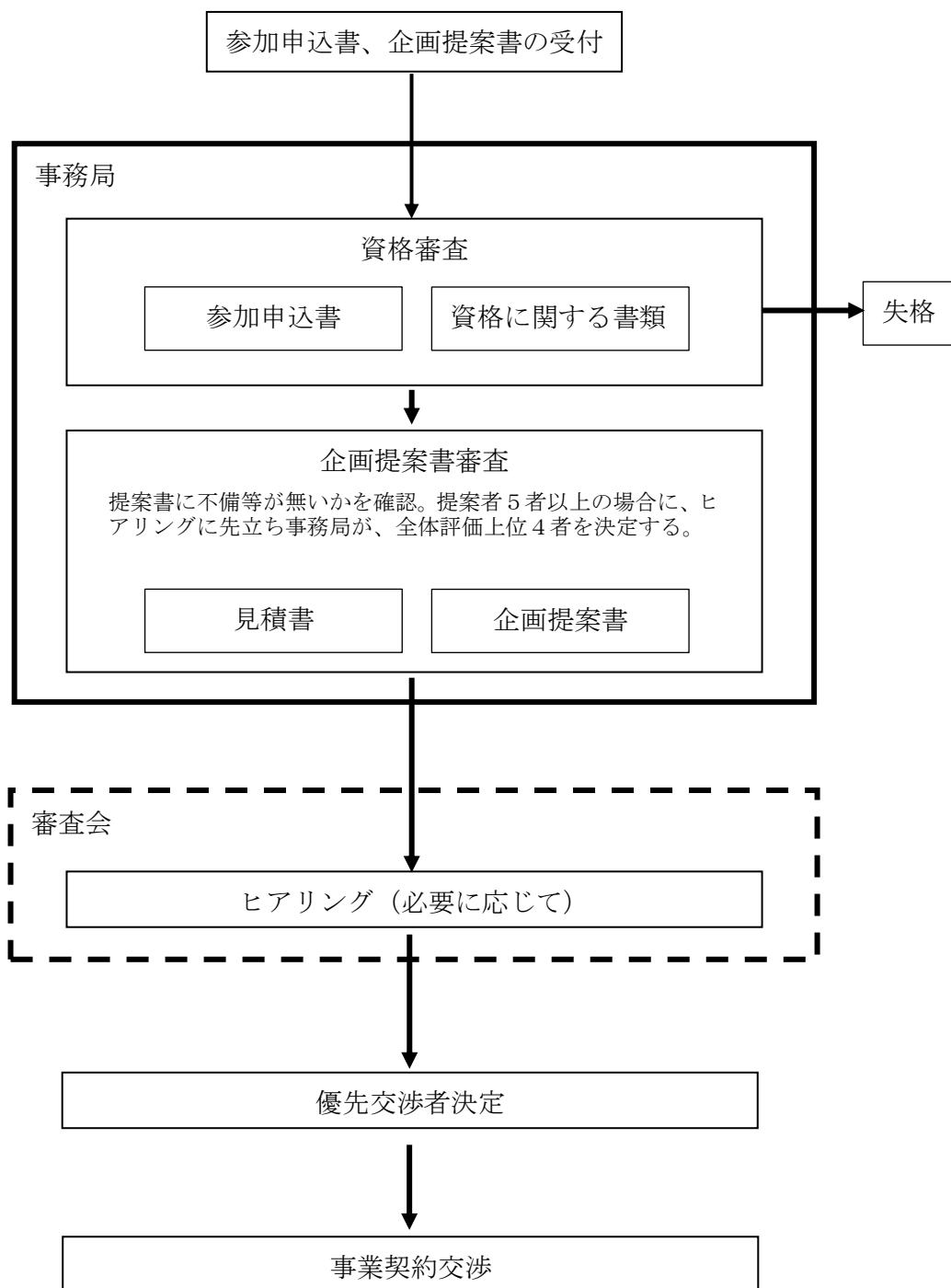


京田辺市立小学校給食調理等業務委託事業
企画提案審査基準

令和6年10月
京田辺市教育委員会学校給食課

1 企画提案書等の評価について
本事業における優先交渉者の選定については、次のとおり実施する。

2 選定までの流れ



3 資格審査

提案者から提出された企画提案書等を確認し、必要書類を満たしていることを確認する。企画提案書等に不備・未記入等があった場合は、失格とする。

また、(様式第4号) 提案書の「10 見積金額」に消費税及び地方消費税を乗じた結果、予算額の上限金額を超える場合も、失格とする。

4 企画提案審査

企画提案審査は、「評価項目及び配点等」のうち「ア 企業実績及び業務遂行技術力」「イ 業務実施方針」に示す評価項目及び配点に従い、提案者の提案内容について加点評価し得点化する。また、得点化に際しては「各評価項目の得点化基準」により評価し、得点を付与する。

なお、算出の際は、審査項目の得点合計の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを求める。

5 ヒアリング

企画提案書以外に必要に応じて実施するものとする。

6 價格点の算出

提案に係る見積書を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

提案者（予定価格の上限を超える、失格となつた提案者を除く）のうち、価格が最低であるものを第1位として、価格点の満点である30点を付与する。

その他の価格点は、第1位の提案価格（最低価格）と当該参加提案者の見積金額との比率により算出する。算出した得点の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで求める。

$$\text{価格点} = 30 \text{ 点} \times (\text{最低提案見積金額} / \text{当該提案見積金額})$$

7 全体評価

審査会は、加点審査及び価格点の算出で算出した点数を合計し、全体評価点を算出する。

8 優先交渉者の決定

審査会は、最も全体評価の高い者を優先交渉者として決定する。

なお、最も高い全体評価点の者が2者以上あるときは、価格点の高い者を先とし、さらに価格点が同点である場合には、加点審査に定める「ウ 専門技術力の提案：配点10点」の点数が高い者を先の優先交渉者として決定する。

また、優先交渉者の次に点数が高い者を次点とする。

企画提案者が1者のみあった場合には、全ての評価項目において「各評価項目の得点化基準」に示す「D」の評価がなく、かつ、審査委員の加点審査による点数の平均が配点の60%以上であれば、当該提案者を優先交渉者として決定するものとする。

【評価項目及び配点等】

番号	評価項目	配点	関係様式
ア	企業実績及び業務遂行技術力	計 30 点	
1	企業理念	10 点	
2	業務受託実績	10 点	
3	安全衛生管理体制	10 点	
イ	運営体制等	計 30 点	
1	業務内容の理解度	5 点	
2	業務の履行精度を高めるための取り組み体制	10 点	
3	危機管理体制の充実度	10 点	
4	食に対する姿勢や具体的なアプローチ	5 点	
ウ	取組意欲・表現	計 10 点	
1	専門技術力	10 点	
		合計 70 点	

ア 企業実績及び業務遂行技術力

1 企業理念

小学校給食に対する基本的な考え方や理念が、本業務の受託趣旨や内容に合致しているか。

2 業務受託実績

過去 3 年以内における小学校給食の受託実績が豊富かつ良好であるか。

3 安全衛生管理体制

安全衛生管理体制について、マニュアルの作成、業務上の課題や対応について具体的かつ優れた提案がなされているか。

イ 運営体制等

1 業務内容の理解度

企画提案者が小学校給食の問題点や、本事業における課題点を整理し、市の意図を十分に理解し提案されているか。

2 業務の履行精度を高めるための取り組み体制

正規職員の十分な配置や市内を中心とした近隣地域での雇用を検討しているか。

3 危機管理体制の充実度

調理従事者の感染症予防や業務の履行を保証するため代行保証等の体制を築いているか。

4 食育に対する姿勢や具体的なアプローチ

委託校での食育を進める上で、市の産業や地理的条件等を把握し具体的

な提案が行われているか。

ウ 取組意欲・表現

1 専門技術力

企画提案書の内容が専門技術を十分に發揮できる企画説明であると認められるか。

【各評価項目の得点化基準】

評価	評価基準	点数化の方法
A	極めて優れた具体的な提案がある	配点×1.0
B	優れた具体的な提案がある	配点×0.6
C	具体的な提案がある	配点×0.2
D	具体的な提案がない	配点×0.0